

# 平成20年度ものづくりマイスター募集要領

茨城県商工労働部職業能力開発課

## 1 ものづくりマイスター制度について

### (1) 制度の趣旨

熟練技能者の高齢化や若年者のものづくり離れにより、本県の産業を支えているものづくり分野における技能の維持・継承が危惧されています。

そこで、優れた技能を持っている方で、技能の維持・継承や人材育成に関する指導などの活動ができる方をものづくりマイスターに認定するとともに、ものづくりマイスターの活動を通じて、本県の技能水準のレベルアップやものづくりを担う技能者の育成、ものづくりに対する関心を高めることなど、ものづくりの振興を図ることを目的としています。

### (2) 募集職種

- ① 技能検定職種である136の職種（別紙のとおり）
- ② 技能を必要とする職種で知事が認めるもの

### (3) 認定基準

次の基準をいずれも満たす方が認定の対象となります。

- ① 技能検定1級以上に合格している方又は同等以上の技能を有している方で、県下で第一級と認められる方  
※ 県下で第一級と認められる方とは、次のような方をいいます。  
(ア) 高度な技能により全国レベル、県レベルの表彰を受賞した方  
(イ) 高度な技能を必要とする全国レベル、県レベルの競技大会で入賞した方  
(ウ) (ア)、(イ)に準ずるようなレベル以上の際立って優秀な技能をもっている方等
- ② 県内に居住又は県内の企業に勤務している方  
※ 県内に居住しているか、県内企業に勤務しているかどちらかに該当する方をいいます。
- ③ 認定の対象となる職種に概ね15年程度従事している方又は従事していた方  
※ 8月31日現在を基準として、対象職種に従事した期間が通算で、概ね15年程度ある方又はあった方をいいます。
- ④ ものづくりマイスターの活動が可能な方  
※ 活動が可能な方とは、3の(1)にあるものづくりマイスターの活動内容が、1項目以上可能な方をいいます。

## 2 応募

### (1) 方法

- ① 企業、団体の長は、上記の認定基準に該当する従業員等を推薦してください。
- ② 定年退職等により企業、団体に所属していない方については、所属していた企業、団体の長又はお住まいの市町村長が推薦してください。
- ③ 別添の推薦書（様式第1号）により募集期間中に提出してください。

## (2) 募集期間

平成20年9月8日(月)から10月7日(火)まで

## (3) 認定

- ① 選考によりものづくりマイスターとして茨城県知事が認定します。
- ② ものづくりマイスター認定証及び徽章を授与します。

## 3 ものづくりマイスターの役割等

### (1) 活動内容

ものづくりマイスターは、次の活動を行います。

- ① 企業が必要とする技能の習得や向上のための指導
- ② 職業能力開発施設等で行う職業訓練の講師
- ③ 学校等で行うものづくり体験教室などの講師
- ④ 高校生等のインターンシップ活動の指導
- ⑤ 技能に関する講演会、シンポジウム、セミナー等での講師・パネリスト・実演等
- ⑥ その他ものづくりに関する活動

### (2) 活動方法

ものづくりマイスターは、上記(1)の活動を希望する企業、団体、学校等(企業等)から依頼を受けて活動します。その際、県は、企業等の依頼内容に合わせ、ものづくりマイスターの都合等を調整いたします。

### (3) 活動報告

ものづくりマイスターとしての活動をした方は、活動の実績を翌年度当初に県に報告していただきます。

## 4 ものづくりマイスターの広報

県は、ものづくりマイスター認定者一覧をインターネットのホームページで紹介するとともに、ものづくりマイスター活動事例集を作成し、県内企業、団体等へ配布いたします。

【ものづくりマイスターネット】 茨城県ホームページ → 各課ホームページ  
→ 商工労働部職業能力開発課 → ものづくりマイスター制度  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shokuno/monodukuri/index.html>

— ものづくりマイスターに関するお問い合わせ、推薦書提出先 —  
〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県商工労働部職業能力開発課  
指導・振興グループ TEL029(301)3656 Fax029(301)3669